

参考資料①

墓地の「永代使用料」とは(2013 年 10 月 15 日)

墓地を購入しようと思っています。広告を見ると、「永代使用料」「永代管理料」と書いてあります。これは、一旦支払えば、私の子孫まで永久に使用料も管理料も支払わずに墓地を使えるということなのでしょうか？

A



回答者

井上 明彦弁護士

「永代」という言葉の意味について、広辞苑では、「永世＝いつの世までも続くこと。」などと書いてありますので、永久に使えるとお考えになっても無理はないかもしれません。

しかし、墓地の取引における「永代」は、必ずしも文字通りの永久という意味とは限りませんので、今からご説明する点について、契約書等に署名する前によく確認してください。

【永代使用料について】

「使用料」とは、通常、墓地区画の土地を使用する権利の対価として支払うものですから、これを支払っても、土地があなたの所有物になるわけではありません。

そして、「永代使用料」と表示されていても、使用期限が30年と定められている場合や、管理料を一定期間支払わないときには使用権が消滅すると定められている場合には、将来墓地が使用できなくなる可能性があります。

したがって、使用期限についてよく確認されるべきです。

もっとも、使用期限が無期限であったとしても、無縁仏となった際の取扱いなどについては確認されるべきです。

【永代管理料について】

「管理料」とは、通常、墓地の経営者が、墓地全体の管理費用に充てるために請求するものです。

そして、「永代管理料」と表示していても、例えば30年分の管理料を意味する場合がありますので、本当に今後一切管理料を支払う必要がないのかは確認されるべきです。

もっとも、本当に今後一切支払う必要がない場合には、墓地の経営者は、「永代管理料」を使い果たしてしまった後、自ら費用を負担して永久に管理を続けなければなりません。そのため管理料の負担で経営が破綻してしまった墓地もあります。だからこそ、厚生労働省の作成した墓地経営・管理についての指針では、管理料は毎年請求することが望ましいとされているのです。

平成 24 年 9 月 29 日中国新聞朝刊掲載